

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	議会の議決に付すべき事件等に関する条例		
条 例 番 号	昭和 39 年神奈川県条例第 74 号	法 規 集	第 3 編第 1 章
所 管 部 局 室 課	政策部財政課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び第 8 号並びに第 2 項並びに第 244 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の議決に付すべき事件等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも 必要な 条例か。 〕	この条例は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び第 8 号並びに第 2 項並びに第 244 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約、財産の取得・処分等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 〕	この条例により議決事項とされている事項は、いずれも県政運営上の重要事項であり、議会の議決に付すべき事項として適切であることから、県行政の適正な執行に有効に機能している。	この条例に基づく議決件数 平成 20 年度 10 件 平成 19 年度 9 件 平成 18 年度 24 件
	効率性 〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。 〕	議決に付すべき契約の額、財産の取得・処分の予定価額等は、いずれも適切であり、他都道府県とも均衡のとれたものとなっていることから、効率的といえる。	
	基本方針適合性 〔 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 〕	地方自治法の規定に基づき、議会の議決に付すべき事件等に関し必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔 憲法、法 令に抵 触しな いか。 〕	地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び第 8 号並びに第 2 項並びに第 244 条の 2 第 2 項の規定に基づいた条例であり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>